

○関東地方整備局告示第二百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月五日

関東地方整備局長 下保 修

第1 起業者の名称 神奈川県

第2 事業の種類 県道平塚松田改築工事（神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町地内から同町大字比奈窪字向河原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町及び字向河原並びに大字雑色字舟ヶ原及び字床城地内
- 2 使用の部分 神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字向河原並びに大字雑色字舟ヶ原及び字床城地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字堀米地内から同町大字比奈窪字向河原地内までの延長800mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道平塚松田改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る132m区間である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道平塚松田（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により神奈川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により神奈川県が道路管理者であることなどから、起業者である神奈川県は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、神奈川県平塚市南金目地内の県道平塚秦野との接続点を起点とし、同県足柄上郡中井町、同郡大井町を経て同郡松田町大字神山地内の県道松田国府津との接続点を終点とする延長16.8kmの路線である。本路線は各県道を経由して一般国道271号（有料道路「小田原厚木道路」）平塚インターチェンジ、第一東海自動車道（「東名高速道路」）秦野中井インターチェンジ、大井松田インターチェンジとを連絡する機能を持ち、県中央部と県西部を結ぶ役割を果たしている。

本路線のうち、神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪地内から同町大字雑色地内までの延長約1kmの区間（以下「現道」という。）は、その沿道に古くから住居等が連たんしており、その周辺には中井町役場をはじめ保健福祉センター、バスターミナルなどの公共施設が立地する中井町の中心拠点地域であるが、道路構造令の規定する道路幅員、曲線半径、視距を満たさない区間等が存在するなど、自動車の通行に支障をきたしている状況がある。

特に現道のうち中井町道万年橋線との交差点付近は、見通しが悪く、Y字交差点となっており、道路幅員が狭小であることから自動車同士のすれ違いが困難な状況となっている。平成19年1月に実施した起業者の調査によると現道と中井町道万年橋線との交差点を起点として富士見橋方向に最大150m、中井中学校方向に最大160mの渋滞が確認されている。

また、現道には歩道が設置されていない区間があり、道路幅員も狭小であること

などから歩行者等の通行に支障をきたしている。

本件事業の完成により、現道における通過交通が本件区間に転換されるとともに、新たに線形等が良好な車道及び歩道が整備されることから、自動車、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査、検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間の周辺の土地において、環境省レッドリスト絶滅危惧種IB類のホトケドジョウや準絶滅危惧種のマルタニシ、モノアラガイなどが確認されているが、改変割合は極めて小さく、同様な生息環境が広く存在しており、影響は軽微であるとしている。

なお、本件区間の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等が良好な道路を整備し、自動車、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく現道拡幅及びバイパス方式により道路改築を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、申請案のほかに現道拡幅案及びバイ

パス案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積は中位となるものの支障物件が最も少なく、経済的にも廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、道路幅員が狭小で、歩道が整備されていない区間があることなどから、自動車、歩行者等の通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県足柄上郡中井町役場